

障発 0226 第 6 号
平成 30 年 2 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」
の一部改正について

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号「身体障害者障害程度等級表」については、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「身体障害認定基準」により取り扱っているところであるが、今般、身体障害認定基準の一部を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺漏なきよう願いたい。

なお、改正内容につき、平成30年3月31までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

(麥爾占計下綫部)

別紙	新	別紙	旧
第1 (略)	身体障害認定基準	第1 (略)	身体障害認定基準
第2 個別事項		第2 個別事項	
一～四 (略)		一～四 (略)	
五 内臓の機能障害 (略)		五 内臓の機能障害 (略)	
1 2 じん臓機能障害		1 2 じん臓機能障害	
(1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg／dl以上であって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療が必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。	(1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg／dl以上であって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療が必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。	(1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg／dl以上であって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療が必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。	(1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg／dl以上であって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療が必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。
(2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分以上、20ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg／dl以上、8.0mg／dl未満であって、かつ、家庭内での極めて温とな日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。	(2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分以上、20ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg／dl以上、8.0mg／dl未満であって、かつ、家庭内での極めて温とな日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。	(2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分以上、20ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg／dl以上、8.0mg／dl未満であって、かつ、家庭内での極めて温とな日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。	(2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が10ml／分以上、20ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg／dl以上、8.0mg／dl未満であって、かつ、家庭内での極めて温とな日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。
a じん不全に基づく末梢神経症	a じん不全に基づく末梢神経症	a じん不全に基づく末梢神経症	a じん不全に基づく末梢神経症
b じん不全に基づく消化器症状	b じん不全に基づく消化器症状	b じん不全に基づく消化器症状	b じん不全に基づく消化器症状
c 水分電解質異常	c 水分電解質異常	c 水分電解質異常	c 水分電解質異常
d じん不全に基づく精神異常	d じん不全に基づく精神異常	d じん不全に基づく精神異常	d じん不全に基づく精神異常
e エックス線写真所見における骨異常	e エックス線写真所見における骨異常	e エックス線写真所見における骨異常	e エックス線写真所見における骨異常
f じん性貧血	f じん性貧血	f じん性貧血	f じん性貧血
g 代謝性アシドーシス			g 代謝性アシドーシス
h 重篤な高血圧症			h 重篤な高血圧症

i	じん疾患に直接関連するその他の症状	i	じん疾患に直接関連するその他の症状
(3)	等級表4級に該当する障害はじん機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が20ml／分以上、30ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が3.0mg／dl以上、5.0mg／dl未満であって、かつ、家庭内の普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は(2)の②から④までのうちいずれか2つ以上の所見のあるものをいう。	(3)	等級表4級に該当する障害はじん機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が20ml／分以上、30ml／分未満、又は血清クレアチニン濃度が3.0mg／dl以上、5.0mg／dl未満であって、かつ、家庭内の普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は(2)の②から④までのうちいずれか2つ以上の所見のあるものをいう。
(4)	じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態で判定するものである。	(4)	じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態で判定するものである。
(注9)	eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常(単位はml/分/1.73m ²)が10以上20未満のときは4級相当の異常、10未満のときは3級相当の異常となり扱うことも可能とする。	(注9)	内因性クレアチニクリアランス値については、満12歳を超える者に適用することを要しないものとする。
(注10)	慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。	(注10)	慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。
3~7	(略)	3~7	(略)
六	(略)	六	(略)